

第4回東京都廃棄物審議会
災害廃棄物部会

速 記 録

日 時：平成29年4月25日（火）9:27～11:01

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

○藤井計画課長 おはようございます。皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

若干早いですけれども、ただいまから、第4回目になりますけれども「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、本日の出席状況について御報告させていただきます。

この部会の委員の皆様のご総数は5名でございます。本日、5名、皆様に御出席いただきでございますので、委員総数の過半数に達してございまして、東京都廃棄物審議会運営要綱第7第8項に規定する定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

なお、この部会につきましては同じく運営要綱第9第1項の規定に基づき、公開という扱いにさせていただきますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、本日、お手元に配付させていただいた資料の確認をさせていただきます。

ダブルクリップでとめてございますが、1枚目が座席表になります。

その後が第4回の部会の議事次第。

資料1がA4の縦で、これは前回、第17回の総会で皆様方からいただいた御意見とその対応表でございます。

資料2もA4の縦で、中間のまとめに対してパブリックコメントを募集した結果の資料でございます。

資料3-1は、折り込んでございますA3横版です。今回の計画案の概要版ということですので。前回、中間のまとめでおつけしたものとほぼ同様のものでございます。

若干厚い資料でございます資料3-2で、中間のまとめからいただいた意見等を踏まえて、修正して見え消しになった現段階での処理計画の事務局案ということで出させていただいております。

最後に資料4は、「今後のスケジュールについて(案)」でございます。

そのほか、本日は、机上には前回の2月15日の第3回審議会の速記録を配付させていただいております。

お手元、過不足よろしいでしょうか。

よろしければ、事務局から以上でございますので、これ以降の議事の進行につきましては、杉山部会長によりしくお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○杉山部会長 承知しました。

改めまして、おはようございます。

本日は、年度初めの大変お忙しい時期かと思いますが、委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

いよいよ災害廃棄物処理計画の策定に向けて大詰めを迎えたところでございます。

去る3月7日に東京都廃棄物審議会(第17回)が開催されまして、これまで部会で御議論いただきました内容を反映した東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案について、活発な議論をしていただきました。

本日は、審議会でも出された御意見への対応、東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)の意見募集結果、そして、それらを反映した東京都災害廃棄物処理計画(案)について御議論いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

これより本日の議題に入ります。

本日の議題は、議事次第に示されているとおりです。

初めに議事（１）「東京都廃棄物審議会（第17回）での質問・意見とその対応について」、議事（２）「東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）の意見募集結果について」を続けて事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○藤井計画課長 それでは、まずお手元に配付させていただきました資料１のほうでございます。東京都廃棄物審議会総会（第17回）での皆様方からの御質問・御意見と、その対応表をごらんいただければと思います。

内容を簡単に振り返らせていただきます。まず大きく区分をいつもどおり設けさせていただきますけれども、「対象とする災害」については、まず１つ目の意見として、地震災害に記載内容が集中しているので、もう少し検討範囲について記載をしたほうがいいのではということですが、これにつきましては風水害にも対応できるものとするという前提で議論を進めており、風水害、火山については今後の取組ということで書かせていただきまして、引き続き計画の改定の中で内容充実を不断にやっていきたいと思っております。

２つ目として、大規模火災は本計画の対象となるのかということで、これまで議論の中ではそういう想定をしてございません。ただ、糸魚川での大規模火災事故のように災害廃棄物の処理の関係でなされたこともあります。今後の検討とさせていただきます。震災に基づいて発生する火災というのは、当然想定しておかなければならないものと認識しております。

この計画では最大規模で書かれているけれども、もう少し小さい規模での災害廃棄物に臨機応変に対応できるような計画とすべきだということでございますけれども、基本的には大規模で対応できるものとして、それを縮小させる形で対応可能ではないかと思っておりますので、今後、訓練、演習を行う中で、さまざまな実践的な取組の中で対応できるようにしていかなければならないという認識でおります。

７つの基本方針を示させていただいておりますけれども、安全の確保というように掲げさせていただいたものを一番上に記載すべきだという御意見がありました。基本的にこの安全は当然確保されなければいけないものではありますけれども、災害廃棄物の処理に関する方針ということなので、災害廃棄物の処理をする際の安全管理という記載とさせていただきます。

「組織体制」に関しましては、組織について共通の言葉を使うことや、区市町村の共通の組織を使って対応するという点を評価したいという御意見をいただいております。また、私ども環境局だけで対応できない部分が出てくるので、都庁内の他の部局との連携についてしっかりとやってほしいし、記載してほしいということなので、ここら辺は都内部の話ですので、今後各局と連携し、マニュアル化を進めていきたいと思っております。

阪神・淡路大震災の際には、職員の方が亡くなったり、出勤できなかったということで、人的な資源が非常に重要だということでございます。こちらにつきましても、あらかじめ人員の確保という想定や受援計画などを考えるように記載しておるところでございます。

２ページ目に行かせていただきます。

「他自治体等との連携」に関してでございます。近隣自治体も被災すると考えられますけれども、近隣自治体との連携をどうするのかということで、こちらは大規模災害におけ

る関東ブロックの災害廃棄物対策行動計画に基づいた連携ということをもとに記載しておるところでございます。

また、区市町村が主体というものよりも、東日本大震災のときは県が主体となったので、もう少し東京都が主体になるべきではないかという御意見でございますけれども、基本的には一般廃棄物という扱いなので、区市町村の皆様が主体となって処理していただくものであるという意味で、東京都は産業廃棄物処理業者の皆様や広域処理などに関して、各種の調整や支援という調整役をしっかりと担っていくべきだと考えてございますし、その旨を計画に書かせていただいております。

区市町村から都に事務委託が多数来ることが想定される、そのことについて計画に記載しておいたほうがいいのかということで、事務委託は区市町村との合意の上で行われるものということで、事務委託があることをあらかじめ想定することは難しいのですけれども、事務委託という選択肢がある旨は本文中にも書かれてございますので、そういう意味では対応しているという認識でございます。

区市町村が処理計画をつくる際は、この計画をもとにつくってくださいということではなくて、実際につくる際に積極的に関与してもらいたいということでございますが、これにつきましては中間のまとめ案についてこの審議会の総会で議論いただき、「案」をとる段階で少し加筆させていただいております。区市町村の処理計画の策定に都は積極的に支援しているということと、P30のほうは都の役割ですけれども、都の役割の中でも区市町村の計画策定の支援ということを改めて明記させていただきました。

西多摩地域では町村の独自の対応は難しいとか、都は多摩地域での共同処理に手厚くサポートしてほしいということでございます。区市町村単独で処理が困難の場合は、臨時組織をつくって処理するということが今回いただいている中間のまとめの目玉の一つだと理解してございますけれども、あくまでも主体は区市町村なので、区市町村の共同組織が円滑に進むような役割ということで、しっかりと都はやっていきたいと思っておりますし、多摩地域での共同処理についての支援を、現在この中で書かれていとおりに思っているところです。

一番下、「民間事業者との連携」でございます。東日本大震災では、県が市町村から事務委託を受けて災害廃棄物処理を行う際に再委託の手続で手間取った、この部分について整理しておいてほしい。あと、契約方法、支出方法の事前の検討もしておいたほうがいいのかということです。

再委託については、廃棄物処理法の改正の中で一部、緩和の見直しがなされておりますので、それに従って手続をするということになりますが、契約方法や支出方法をできるだけマニュアルの中で事前に明らかにできればと考えております。宿題としていただいております。

次のページに行きまして、引き続き「民間事業者との連携」で、民間の処理施設の強靱化というものは都は積極的にやるべきだという御意見もいただいておりますのは、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

阪神・淡路大震災のときは処理業者以外の皆様、一般事業者の皆様方の土地や機材の協力というのがあった。計画でもその点が重要ではないかという御意見でございますので、これは中間のまとめ案の「案」をとる段階で会長の了解をとって、全ての事業者の平常時

からの役割の中に災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力というのを追記しているところでございます。

量の関係です。都内の施設のみでは処理能力が足りないと思われるので、移動式の処理施設や他府県の処理施設、最終処分場の余力等を把握しているのかということでございますけれども、これについては巻末の資料に、部会のワーキングで議論いただいた内容、発災時の処理可能量の推計情報を載せてございます。引き続きこういったものは継続的にアンケート等を皆様方をお願いして、量を把握していかなければならないと思っております。

どの程度、処理施設や仮置場が足りなくなることを計画に記載するのか、また、予想される発生量についてどう対応していくのかというシミュレーションが必要ではないかということです。処理能力とか仮置場の面積の推計ということはしてございますけれども、実際、被害想定どおり震災が起こることでもございませぬので、仮置場の不足というものをどういうふうにしていったらいいのかというシミュレーションが要るのだろうと、こういったものも訓練や演習の中での課題と理解しているところでございます。

処理の内容の関係でございましてけれども、衛生上の観点から、可燃性の廃棄物のプライオリティーが高い。そのあたりも明確に書いたほうがいいのかということでございます。発災後の初動期に被害状況を踏まえて、処理方針を定めるという想定でございまして、何から順序よくということは処理方針の内容なのかなと思っております。計画の中では例示としてそのことを記載してございます。

陸上輸送のみでなく、海上輸送についても議論すべきだということで、東京港の民間バースを増やすべきだということでございますが、一般論でございます海上輸送の考慮ということも、しっかりと本文中に記載させていただいているところでございます。

自動車のリサイクル法の徹底ですけれども、自動車は非常に体積が大きくて、ガソリンのような危険物を含んでいるということで、その発生量の推計とか他県からの流入量等、さらなる検討が要るのではないかという御意見でございます。

御指摘のとおり、こういったものについてなかなか想定は難しいのですけれども、今後の課題として検討していきたいと思っております。

災害時もCO₂削減、よりスマートな運搬・処理が必要と考えるということで、先ほど海上輸送の話がございましたけれども、環境に配慮した処理ということで、船舶とか鉄道輸送とかいうことも考慮していくべきものだと思っております。基本方針にはその旨、環境に配慮した処理と掲げさせていただいております。

まず災害廃棄物の処理を円滑にするには道路の確保が必要で、一時的にそれをどこに運ぶのかということでございます。これは道路啓開の支障となるものの除去ということも本文中にも明記してございますけれども、詳細は関係局とマニュアルの中で詰めていきたいと思っております。

4ページに行かせていただきます。

「仮置場」として、民有地についても平常時から検討しておく必要がある。また二次仮置場、復興資材置場の設置スペースも確保できるのか、平常時での検討が必要だということで、これはオープンスペースの把握という発災前に考えなければいけない項目として掲げさせていただいておりますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

発災時に、区市町村が仮置場を確保することになりますけれども、自治体によっては土地を確保しにくい等、地域事情が異なる。それをどう踏まえていくのかということで、そこは共同組織の対応ということをご想定してございます。共同組織について、都も支援していく役割だという認識でございます。

近県の広い土地の確保も検討しておいたほうがいいのかということですが、基本的には広域処理も想定の中にございますけれども、まず、自区域内、各区市町村域、さらには東京都域内での確保ということが先決かなと思っております。

流通業の方からの御意見でございますけれども、ショッピングセンターなどの敷地の提供もできるのではないかと考えているということでございます。ここら辺も仮置きができるということも可能性を考えながら、せっかくの御意見でございましたので検討材料とさせていただきます。

「復興資材の活用」につきましては、都市再生との整合を図る必要があります、復興資材の投入ということも検討すべきだということでございます。これにつきましては東京都震災復興本部が、仮に震災が発生した後、約6カ月以内に東京都震災復興計画を策定する予定で、そことの整合を図っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

復興資材のスペース確保は仮置場とともに必要ではないかということでございます。これも仮置場と同様、オープンスペースの把握の中でしっかり検討していきたいと思っております。

「訓練、演習」に関してでございます。区市町村との訓練、演習はいつごろ実施するのか明確にしておくべき必要があるのではないのかとか、廃棄物・3R研究財団では、自治体向けの有効な訓練、演習をやっている、こういったものにも参加が重要ではないかということでございます。基本的にはマニュアルの整備をやっていくのですけれども、区市町村の検討状況に応じて訓練・演習をやっていければと思っております。本文中では計画の見直しの中にも訓練・演習をやると書いてございますので、検討状況に応じて、まずは区市町村に計画づくり、マニュアルづくりの話をしていく中で訓練を考えていきたいと思っております。

計画を作成した担当や、どの職員がどういう訓練を受けたのかの人材情報の管理も必要ではないかということでございます。これは内部的な話でございますけれども、非常に重要な御指摘だと思っておりますので、どういう管理ができるか引き続き考えていきたいと思っております。

5ページに行かせていただきます。

訓練、演習で考えるべきことではないかもしれませんが、どのような災害廃棄物処理を行うのか、具体的なところも考えておいたほうが良いという御意見でございまして、これはまさに訓練、演習を通じ、マニュアルをリニューアルしていく中で検討を進めていくべきことではないかと思っております。

「その他」、さまざまな面から御意見をいただいております。

まず第2章の第1節、後ほど本文のほうを御紹介させていただきますけれども、平常時のところに、平常時に何を取り組んだらいいのかの役割分担を表形式で書かせていただいておりますけれども、これを平常時だけではなく発災後も表にしたほうがわかりやすいのではないかと御意見をいただきました。これは中間のまとめには間に合わなかった

のですが、今回、本日の資料に発災後の初動期、応急対策期、災害復旧・復興期という3つに分けて、表形式で各主体の取り組むべき事項を掲載させていただいておるところでございます。

P1の計画の位置づけに「処理体制」という言葉がございました。この言葉について、システム等、全体を包含した意味合いになっているか、少し処理体制という意味がわかるように書いてもらいたいということでしたので、これも中間のまとめ以降でございますけれども、修正させていただきまして、今日お示しさせていただいております。

都民としては、まず自分の生命、安全な生活の確保が第一であり、その上で分別の協力ということがあるのではないかとということございまして、そこは若干中間のまとめの「案」をとる段階で、6ページの都民の役割の補足をさせていただいております。

ボランティアの方が応援に来た際、指示を出す人がいないと動けない、そうした対応を書くべきだということで、受援メニューの中でボランティアのことを記載することも事務局では考えたのですが、災害廃棄物処理の専門的な分野が多い中で、ボランティアの方にどこで活躍していただいたらいいのかは、引き続きの検討事項とさせていただきたいと思っております。まずは専門的な知見のある方に何を応援で来てもらうのかという意味で受援メニューを書かせていただいたところでございます。

熊本地震では解体業者の方が足りなかったため、そういったことについても考えておいたほうがいだろうということです。当然、都で被災した場合、多くの解体業者の皆様の協力が必要となるということで、ここはマニュアルでの調整をさせていただきたいと思っております。

震災で亡くなった方の御遺体を考えると、なかなか現場では廃棄物の処理がうまくいかないのではないかとということです。貴重な御意見でございます。マニュアル作成の際に反映をさせていただきたいと思っております。

廃棄物処理を進める上で、近隣住民への説明は難しいということで、ここら辺は事前に説明し理解を深めてもらうということが重要ではないかと考えてございます。

他局から人命救助とか人的支援とかを依頼され、災害廃棄物のほうに人員が回らないではないかという想定でございます。これは局内で人員調整をしっかり内部的にやらなければいけないと思っておりますので、しっかりとマニュアル化の中で考えていきたいと思っております。

いただいた意見について、このように対応させていただきましたという表を紹介させていただきました。

若干駆け足になってしまっただけですが恐縮ですけれども、資料2を続けてごらんいただければと思います。

中間のまとめ案の「案」をとって、中間のまとめということで会長の御了解をとって、ネット上に公開し、パブリックコメントを募集いたしました。

3月22日～4月12日まで募集いたしまして、この間、これは環境局のホームページの中にパブリックコメントの意見募集を求めるサイトを設けたのですけれども、そこへのアクセス件数は397件ございまして、都合4件の法人団体、1件は東京都庁の内部の職員からの御意見ございましたけれども、4件いただいているところでございます。4件、紹介させていただきます。

次のページをお開きいただければと思います。

まず、「仮置場候補地の選定」ということでいただいている御意見です。

23区では現在、二次仮置場の設置・運営について、共同設置・共同処理を考えているということですが、各区が所有するオープンスペースでは二次仮置場の設置・運営は難しい、都のオープンスペースの提供が不可欠ということで、23区が共同処理する二次仮置場の候補地として都のオープンスペースの具体的な場所をいただかないとなかなか計画はつくれないという御意見でございました。

まず、右側で基本的な確認事項でございますが、東京都の地域防災計画では、被災状況などの報告に基づいて、災害廃棄物の集積場所として都が提供する土地をその時点で確定し、その情報を区市町村の皆様を提供するというので、オープンスペースの候補地をあらかじめ持っておくわけですが、それがほかの避難所の関係とか、緊急輸送物資の関係とか、仮設住宅の関係とか、さまざまな用途に使われる中で、東京都のほうで整理させていただいて情報を提供する形になっているということがまず決めとしてございます。現時点では発災後の被災状況を踏まえた上でオープンスペースの用途が決定されることとなりますので、現段階、計画の中で具体的な場所を記載するという事は難しいという状況でございます。

こういう前提がある上で、今回の計画の中では第3章で、都がやるべき役割の中で、平常時からオープンスペースの把握に努め、そういったものをきっちりと情報提供していくということでございます。ここの災害廃棄物の仮置きに供することができそうな候補地はしっかりと平常時から考えていきたいと思っておりますのでございます。また、それを区市町村の皆様方にしっかりと、こういった形で発災後に円滑に情報提供できるのかという段取りを決めたいと思っております。

2点目の御意見でございます。「受援体制の整備」ということでいただいております。想定されている大規模な首都直下地震の場合は、都内の自治体とか事業者の皆さんの人的や物的の被害が非常に大きいという中で、初動期から応急対応期において、都外からの広域的な中間処理を含めた受援体制の確立が必要ではないかという御意見でございます。

用語の確認でございます。今回、受援ということを中心に大きなテーマとして掲げさせていただきましたけれども、後ほど本文でも明記を改めてさせていただきましたが、基本的には受援という定義は、都外の自治体から人の応援をいただいたりとか、資機材、破碎機をいただいたり車両をいただいたりとか、そういったものを受け入れるという想定でございます。中間処理をどこかに託すということになると、廃棄物が外に出ていくイメージは受援というよりは広域処理という形で整理をしたほうがいいのかということで、その旨、まず受援というのは人員や資機材の受け入れだということの確認をさせていただきました。なお、その上で中間処理以降の広域処理ということもしっかりと、発災後、都内で処理がおぼつかなくなれば、都が積極的に外と交渉して広域処理について応援を頼んでいくということでございます。

そこで、受援メニューについては平常時に整理するというのと、初動期で都が自治体からの受援についての対応ということとはまとめさせていただいておりますけれども、中間処理以降の広域処理についても同様にしっかりと、こういう御懸念があるということについて対応していきたいと思っております。

3点目は「表記について」と表題を振らせていただきましたけれども、かなり細かく見ていただいた御意見でございました。

まず1点目は、基本方針の中で「衛生的な処理」と掲げさせていただきましたが、「夏場の悪臭、害虫発生等を考慮し、衛生処理を図る」とあって、悪臭は別に夏場に限らないのではないのかという御意見です。これは御指摘のとおりなので、その旨、修文をさせていただきます。

災害廃棄物対策本部を設ける前提でございますけれども、中間まとめでは「発災後速やかに、東京都災害対策本部等の下に各局横断組織として『東京都災害廃棄物対策本部』を設置する」と書かれた後に、「また、緊急に災害廃棄物を処理する必要があると判断される場合は、東京都災害廃棄物本部を設置する」とあるのですが、この1行目と2行目と「また」以降との関係が曖昧ではないかという御指摘をいただきました。

この「また」以降を入れた心は、東京都災害対策本部が仮に設置される前に、災害廃棄物処理を実行しなければいけないシチュエーションになるのではないかという想定で書かせていただきましたが、今回、御指摘を踏まえまして修文して、東京都災害対策本部だけではなくて、その前段階で設置される即応本部などの設置においても下部組織として東京都災害廃棄物対策本部を置けるように表現を改めましたので、「また」以降は削除させていただいたということで、考え方を整理させていただいてございます。

また、3点目の意見として、巻末資料の中で避難所ごみの推計結果で、これは表題と表中の単位、これは1,000トンでしたか表現が違ったところがあったという御指摘をいただいております。そこは正確に直させていただいておるところでございます。

最後に、おめくりいただいて2ページのところに「救助捜索活動の障害物」と書かせていただきましたけれども、人命救助に伴って出てくる廃棄物の扱いについての御意見をいただいております。

第1章第5節2に仮置場を迅速に確保するという中の表現として、「救助捜索活動の支障物・・・の一時的な保管を行う『一時仮置場』」という記載がある。この救助捜索活動で支障物が出てくるというのは、ここの仮置場の確保だけではなくて、各段階、区市町村の皆様の役割として位置づけたほうがいいのではないかということでございます。後ほど本文の修文のほうを紹介させていただきますけれども、基本的にはこの御指摘のとおり、救助捜索活動から出てくるものについての扱いも追記させていただいております。これは道路啓開に伴って出てくるものと並んで追記させていただくという修文をさせていただきました。

長々となりましたけれども、以上が中間のまとめ後のパブリックコメントの御意見とその対応でございました。

よろしく願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

「東京都廃棄物審議会（第17回）での質問・意見とその対応について」、「東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）の意見募集結果について」、それぞれ御説明をいただきました。

これらにつきまして、委員の皆様、御意見・御質問がございましたら挙手をいただきたいと思います。指名させていただきます、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

修文をしていただいたのは、2回に分けてやっていただいたということですね。パブリックコメントの前と終わった後ということですね。

○藤井計画課長 はい。そうでございます。

本日、後ほど説明させていただきますけれども、3-2で赤字訂正させていただいておりますのはパブリックコメント後の修正になります。

○杉山部会長 承知しました。

平山委員、どうぞ。

○平山委員 平山です。いろいろ御対応ありがとうございます。

パブリックコメントについてなのですが、これをどう発言しようかなといろいろ考えているのですが、最初の1点目の仮置場候補地の選定の中の部分なのですが、これがどこから来ているのかよくわかりませんが、この意見等を見ると、仮置場は具体的なものを都が示してくれないと自分のところの計画ができないと書いてはいるのですが、こういう意見があるということを考えてときに、この処理計画に関しては非常に今回頑張っていて、また日本の中でも考え方であるとか危機対応であるとか災害対応の考え方として、都として何をすべきなのかみたいなものをしっかりと見つめていただいて、曖昧に都道府県が災害のときの処理をやりますというのを書いたものではなくて、きちんと全面に立って調整をしっかりと当初からやっていくのだ、というコンセプトだと思うのですが、それが入っていると思うのです。一方で、リソース等も足りない場合で、できないことはやはりできない。

そういうふうな観点でいくと、これは東京都全域としてはこれでスタート地点に立ったという認識を持たないといけない。つまり、この処理計画をどういう考え方で、あるいはどういうコンセプトでつくっていったのかを区市町村にしっかりとわかっていただかないといけないですし、それを踏まえて当然いろいろな表記であるとか組織体制であるとかそういったものも東京都では共通化を目指すということを書いていますので、それを区市町村に理解していただかないといけないと思います。

逆に言うと、災害といったものは、今、科学者もなかなかわからない、非常にいろいろなデータが出てきてわからないものはわからない、要は、地震は予知できないのではないのかとなってきたはいるのですが、とはいっても、災害は想定外であったとしても、対応が想定外ではやはり許されないと考えるのです。

そういった意味でいくと、ここの仮置場に関しても、都が何かそういったものを示さないで自分のところはできないのだということをエクスキューズで使うようなことは今後やめていただくような活動を、この災害廃棄物処理計画に基づいて今度は東京都環境局がやっていかないといけないのだといったことが、多分ここの仮置場の候補地の選定での意見からわかることだと思います。そういう観点で、処理計画に関しては、ここのフロアといえますか環境局も含めて、あるいは都の他部局も含めて災害廃棄物の処理に関する対応に関してはここからが重要なのだ、要はマニュアルをつくらせたり、演習であったり、そういったことが非常に重要なのだという認識を共通化して持っておくことがやはり重要ではないのか。

特に他部局からは、環境局がこういう計画をつくらせたから災害廃棄物は何とかなるかと思ってもらうのではなくて、やはり自分のところも関与し、環境局がそういう演習である

とか訓練であるとか、そういったところには同席してやっていくのだという認識を持っていただくような取組を今後は環境局がやっていかないといけないのではないのかと思いました。

パブリックコメントの対応等々は適切に対応されていると思うのですが、こういった意見とそういったものを考えたときに、逆に言うと、いいものができているので、そのいいものを区市町村とか他部局とかにも広めていくような活動が非常に重要なのだなというのを再認識させられるような、今回のパブリックコメントの意見だと思いました。

意見と感想で申し訳ないですが、以上です。

○杉山部会長 貴重な御意見をありがとうございました。

今、平山委員がおっしゃった区市町村への働きかけをどうやって理解してもらうのか、それと他部局への都の連携とか、計画をつくった後、どういうふうにそれを展開されていくかというあたりをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井計画課長 ありがとうございました。

肝に銘じてしっかりやっていきたいと思いますが、まず区市町村のほうには中間まとめの紹介もさせていただいておるところでございます。東京都の各局との意見交換はしっかりと、また東京都全体の計画として位置づけられるように引き続きやっていきたいと思っています。

先生から訓練、演習の話を今いただきましたが、正直悩んでおるのは、どの程度マニュアル化を進めた段階で訓練をやるべきなのか、それとも訓練を一旦やってみて課題をあぶり出したらいいのか、そのタイミングの問題があるのかもしれませんが、今年度、少しマニュアル化と区市町村に対する都の意見交換の中で、訓練ということもできるかどうかということも考えていきたいと思ってございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

これに関連していかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 コメントなのですけれども、資料1の4ページ目の「訓練、演習」の一番下の行なのですが、「計画を作成した担当や、どの職員がどのような訓練を受けたか等」ということで、「内部情報としての把握を検討していく」と対応で書かれていることはそれはそれでいいのかなと思うのですけれども、この部分は先ほどおっしゃられたように非常に重要なのかなと思っておりまして、これは都の中だけではなく、区市町村の中でも誰がそういった訓練を行ったかということ把握しておくのは、将来的には重要なのかなと思っていますので、情報管理の一環としてこれは計画の中に私は記載してしまってもよろしいのではないかなと。「把握しておくこと」とか、そういったことは書いてしまってもいいのかなという印象を受けました。

それと、資料2なのですけれども、「仮置場の候補地の選定」の部分でオープンスペースの話はありますけれども、対応としてはこれで私は仕方がないとは思っているのですが、東日本のときもそうですし熊本でもそうでしたけれども、仮置場をつくっていると仮設住宅がだんだん近くにやってくるという状況があって、一次仮置場を移設せざるを得ない状況というのも東日本のときはありましたし、熊本でも二次処理仮置場のところで運転管理において、騒音とか環境調査において支障が出るというような事例もありますので、記載

は無理だということはわかっているのですけれども、いわゆる仮設住宅を計画していくような部局と仮置場とのオープンスペースの取り合いになることが必須なので、ぜひ内部で調整だけは、ふだんから情報共有しておくような体制だけはとっておいて、そういった状況を繰り返すということにならないようにしていただければと思います。

あと、2つ目の「受援体制の整備」について、「受援」という言葉に誤解があるということでコメントが出たのかなとは思っていますけれども、今回の計画で書かれた内容が、区市町村の方々と同じ認識でいるかどうかというのは若干微妙なところがある部分も細かく見ればあるだろうと思いますので、都の役割としても挙げられていますので、今後進めていただけるという話も先ほどいただきましたけれども、区市町村との連携の中で対話を積極的に進めていただければ、誤解がないように、同じ方向が向けるようにというようなことを努めていただければ幸いです。コメントでございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

3点、御意見をいただきました。

1点目は、まず資料1の4ページの最後になりますけれども、「訓練、演習」のところ、資料では「計画には記載しない」となっておりますけれども、それを情報管理の重要性ということから記載してもいいのではないかという御意見をいただきました。

2点目としては、オープンスペースに関連して、これは特に仮設住宅を担当する部署との調整ということについて、よくよくしっかりやってくださいという御意見かと思えます。

3番目として、受援体制のところ、これも区市町村と連携する中で誤解のないように、この受援ということをよく理解してもらおうということ、これもコメントを頂戴しておりますが、その3点について、どういうふうにお考えになっているのか事務局の御意見を伺えますでしょうか。

○藤井計画課長 後の2点のほうから先に答えさせていただきます。

仮設住宅との関係です。オープンスペースをどういうふうに活用するのかということをもっとこれ以降、都庁内部でしっかりと考えていきます。御指摘のとおり、仮設住宅とのバッティングということもその際の重要な考慮点ということにしなければいけないと改めて認識させていただきました。

そして最後の、計画で書かれた内容をちゃんと区市町村と同じような認識でということでございます。既に説明会をやっておるというように紹介させていただきましたけれども、またそういうコミュニケーションはしっかりととっていきたくと思っていますし、また区市町村の皆さんのほうで計画をつくる際の支援はしっかりとやっていきたくと思っています。

1点目の人材管理について、そうした把握をしていたほうが良いという非常に重要な御指摘だと思っておると申し上げたところですが、本文中に何らかの表現をしたほうが良いのかは、むしろ先生方から御意見等あればお聞かせいただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

1点目のところですが、遠藤委員からいただいた資料1の4ページの最後です、「訓練、演習」のところですが、「内部情報として計画には記載しない」と資料には書いてありますけれども、そこを入れたほうが良いのではないかと、計画の中にも記載し

たほうがいいのではないかという遠藤委員の御意見をいただいておりますけれども、ほかの委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 ただいまの件についてですけれども、私などが考えますと、今ここにいらっしゃる方も含め、都では計画に書いていなくても多分ここでこういう発言があったかという事で伝わって、マニュアルづくりとか訓練で必ずうまくいくと思うのですけれども、区市町村にこういう情報をきちんと管理をなさいということをごどこで伝えるかというところが多分大事になるのではないかと考えております。計画に載っていないけれども、そういう伝えるようなすべがきちんと都のほうでこういうふうな段取りでそういうことを伝えていくということが記録がとられて、それが実施されれば特に計画になくてもよろしいのではないかと考えております。

逆に言うと、それがまだ明確ではないということではあれば、やはり計画中にでも書いておくと、文章として区市町村に情報が、こういうことをやらなければいけないという内容が伝わるのではないかと、このあたりは都のほうで考えていただければいいのではないかと考えています。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。計画に書く以外にも何か確実に伝わる方法、手段があればという御意見をいただいておりますけれども、そのあたりは何かございますか。

○藤井計画課長 先生方からいただいた意見ということで、区市町村のほうにはもちろん御紹介することはできますし、そういう経験をしっかりと区市町村でも積んでいただきたいと思っておりますので、その一つの例というか、そういう考え方としてはしっかりと伝えていきたいと思っております。

○杉山部会長 それでは、計画に記載するかどうか、別の手段も含めて、この部分については検討していただくということでよろしいでしょうか。あるいは、やはり計画には書いておいたほうがいいのではないかと御意見もありますでしょうか。委員の皆様、いかがですか。

計画にも書いておく、また、それ以外の手段も、両方ということもあるのかもしれませんが、何か委員からの御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 最終的に区市町村に伝わり、東京都の中で情報があるということを皆が把握していれば、私は別にここに記載しなくてもよろしいかなと思うのですが、そういうすべが本当にあるのかなとは思ってしまして、情報管理として5年後、10年後も踏まえて、そういった認識を継続させるためには、どこかに残しておいたほうが無難なのかなというように気持ちは多少あるので、そういう意味では記載していただければどうかと私は思っておりますけれども、ほかのすべで伝えるということであれば結果は同じですので、私はどちらでもいいかなと思っております。1年、2年は恐らく大丈夫なのですが、長い目で見ていただいて御検討いただくと幸いです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 書く、書かないの話の意見とは違う話を言ってしまって申し訳ないのだけれども、私は阪神・淡路大震災のときに神戸市におりました。神戸市なんかでは、環境局の災害廃棄物の話の観点だけではなくて、災害対応をしたときに、どの職員が何の対応をやったというようなことを人事課のほうが基本的には把握をされていて、次に災害対応があるとき、あるいはどこかの被災地に支援に行くときには、その経験値のある人間を派遣するというような形で、当然、人事異動で職員は部局間もたくさん動くわけなので、そこを最後まで基本的にデータを把握できているのは人事課ということになるので、人事課のほうがそれを把握しているという形で、何かの災害対応のときに、そこから避難所運営の経験のある人が今はどこの局の何課にいるというようなことが検索してわかるような形のシステムを組んで、それを運営しているというような例もあるのです。

都全体の災害対応として、そういう観点での何かシステムみたいなものができれば、そこに乗っていければなど、都の職員についてはそう思います。また、区市町村でも同じことは基本的にはできるのではないかなと思うのですけれども、それに対しては災害対応全体で考える話ですので、そういったものができるかどうかということも考えてみていただければいいのかなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、おっしゃった神戸市の事例というのは、震災の前からそういうような仕組みをお持ちだったのですか。

○高田委員 阪神・淡路大震災が起こってから後に、神戸市のほうでそういうシステムを考えて、それも実は人事部が全部把握しているというよりは登録制なのです。私は避難所運営ができますとか、私は災害廃棄物対応ができますから何かがあったときには呼んでくださいと、今は別の、例えば水道局に行っても教育委員会に行っても、避難所運営の経験値がありますとか、災害廃棄物の経験値がありますというのを本人が自主的に申告して、それを人事課がデータベースにする。

中には、そこでいろいろ苦しい思いをしてトラウマになった職員とかがいまして、そういう方は二度とそういうことはやりたくないという方もいらっしゃるので、自主的に手を挙げる形にして、それを人事課が全体でシステムとして回しているという形で、これは阪神淡路以降にそういうシステムをつくって回しているという形なのです。今は20年以上たっているもので、定年になった職員が多くて、今からうまく回らないのでどうしようというような形で、今ちょっと破綻しかけているのですけれども、数年、十数年はそれぐらいの形でそういうものを持っていくという形になっていると思います。

○杉山部会長 その仕組みというのは、神戸市から始まって結構周辺に広がっているとか、そういう制度を持っていらっしゃる自治体というのは極めて珍しいのか、少しずつ広がっているのか、何かその辺も御存じでしょうか。

○高田委員 多分、割と珍しいというか、やはり被災経験のある自治体さんで、そういう形をまねられているというのはおかしいけれども、倣っておられるところは少しあると聞いてはいますし、東日本の震災の後も、岩手県さんなんかはそういうデータは持っているということは聞いてはおりますけれども、大きな被災経験がないという自治体さんでそれをやられているというところはなかなか難しいのかなと。研修だけを受けた人材を登録してデータバンクにしているというような形のところは、私は実際には聞いたことはないで

す。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、神戸市の実例もいろいろ御紹介いただきましたけれども、各委員の御意見とか伺いまして改めていかがでしょうか、

○藤井計画課長 ありがとうございます。

東京都の場合、人事システムの中で研修の履歴はしっかりと登録できるようになっていきますので、何らかの研修、訓練等をやって、それを研修という扱いにしてそういうのが身につけているのであれば、人事情報としてしっかりとそこは把握することはできるかとは思っています。

ただ、災害業務の経験をどういうふうに蓄積していくのかということとは、防災部局とも連携したり、人事部、東京都も連携して、庁内的にもう少しブラッシュアップさせなければいけないかなと改めて感じたところがございますので、東京都庁内でもしっかりとやった上で、そういった事例をしっかりと区市町村にも発信できればなと思ってございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そうしますと、もとに戻って計画に記載するかどうかというところは。

平山委員、どうぞ。

○平山委員 次の議事（３）ともかかわってしまうかもしれないのですが、実際の今の中身を見ると訓練を実施すると書いてあるのですが、私は研究者として危機管理とか防災とかも含めて研究している者とする、ここで訓練、演習を実施すると書いてあれば、当然ちゃんとチェックをして、フォローアップもして、次の演習に向けて改善をしてという、そういうステップが「訓練、演習を実施する」という文章の中に全部入っているものと私は理解するのですが、もし処理計画としてそういったこともちゃんと書いていないと、そういうふうに理解しない人がいるというのであれば、書く必要はあるのかなと思うのです。こういう文言だと1回実施して終わりではないのと理解しますよという人がいるのであればあれなのですが、ここで訓練、演習を実施する、第2節で見直しをすると書いてあるのであれば、訓練、演習もきっちりとそういうフォローアップもやりながら見直しもやりながらやっていくのだと、行政の計画として皆さん共通の認識を持てますよというのであれば、改めて書く必要はないかもしれないですが、もし、そうではなくてというのであれば、先ほど遠藤委員が指摘された点は丁寧に文章として書いたほうがいいのかと。

次のページには、災害廃棄物処理に関する情報で連携体制でも収集と入っているので、ここに人的なリソースであるとかいうのも入れてしまうのかなという気もするのですが、そこは私は一研究者なので、行政の文書、あるいは行政の計画として、皆さんがどう理解するのかというのは局内で御検討いただければいいのかなと。やはりこれはオフィシャルな計画になりますので、いろいろな人がいろいろな捉え方をしないように記述さえできていればいいのかなというようには思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ状況も見ながら、ここをどういうふうに記載が必要かどうかということを変更して御検討いただいて調整をするということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今、平山委員のお話の中にも出てきましたけれども、次の議事（３）が「東京都災害廃

「廃棄物処理計画（案）」について御議論いただくことになっておりますので、もしよろしければそちらのほうに進めさせていただいて、もちろん今の資料1、2に関連する部分がありましたら、そのときに御意見を言っていたきたいと思っておりますので、まずは議事（3）の計画（案）について御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

資料3-2の計画（案）のほうを御確認いただければと思ひます。

パブリックコメントの募集から直したところを中心に紹介させていただきます。

まず、第1章「総論」、1ページでございます。

先ほど審議会の総会の中での御意見でも紹介させていただいた、真ん中の「東京都災害廃棄物処理計画の位置付け」の中、「処理体制」という言葉を「廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制」と言葉を補わせていただいております。

3ページになります。

ここも真ん中の表、対象とする災害廃棄物の中の表でございますけれども、道路啓開に伴い生ずる廃棄物の中に追記して、「救助捜索活動に伴い生じる廃棄物」とさせていただいております。

7ページの基本方針の中で、「夏場の悪臭」という表現を、「夏場」は要らないのではないかということで表のところにとらせていただいているのと、8ページのほうは、逆に、ここだけ「救助捜索活動の支障物」とあったところでございますけれども、道路啓開と並んで表記させていただいております。

10ページです。

これは事務局のほうで直させていただいたのですけれども、可燃系混合物と不燃系混合物の図がかなり入りまじっておりましたので、少しシンプルにさせていただきました。

一次仮置場の中に可燃系混合物、不燃系混合物という形で、コンクリートがら、木くず、金属くずに分かれぬものを入れて、それを一次仮置場の中で金属をピックアップして有償売却をして、残りを二次仮置場の中で精緻に選別していくという形なのかなと思つたので、図をわかりやすくそだけ若干修正させていただいております。

15ページの平常時の取り組むべき事項の表の記載を、ほかの平常時以降にも書くべきだという御意見があったので、17ページのほうに初動期に取り組むべき事項ということで表に記載をさせていただいております。記載内容は主に本文中に書かれているものを表に落とし直したということでございます。

19ページ冒頭のところでは、道路啓開と救助捜索活動と追記させていただきました。

20ページでございます。ここで建物等の損壊物の取り扱いという形で、改めて道路啓開と救助捜索活動に伴って出てくるものの取り扱いを本文中に書かせていただきました。「道路管理者又は区市町村は、発災後、緊急的に実施する道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物の対応」と書きました。これはどういう表現にするのかかなり迷つたのですが、一つは救助活動とかで、仮に生き残っている方がいらつしゃるということになれば、その上に壊れかかってきた瓦れき等を除去するということになります。除去するだけでは私どもの廃棄物処理ということと直接かかわつてこないのでございますけれども、除去することで、そこに置いておいたら支障になるという状況になって初めて撤去しなければいけないという話になって、この仮置場の話にかかわつてくるということで、「撤去

する必要のある」と書かせていただいたのはその心でございます。

さらに「損壊物」というまた新しい言葉をあえて使わせていただいたのは、その撤去したもののうち、実は遺品であったり、思い出の品であったり、有価物というようなものがあり、それそのものをこの時点で廃棄物と定義できないのではないかという考え方もあり、さまざまなことをいろいろ考えているうちに、緊急的に実施する道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある廃棄物のようなものを「建物等の損壊物」というように表現させていただくに至ったところでございます。それが1点。

あと、ここでは、これはパブリックコメントで意見が出てきているものではないのですが、区市町村の公費解体に伴って、さまざまな罹災証明との突き合わせで解体の受け付けをするという業務が発生するわけでございますけれども、その際の事前に台帳の準備とか、そういった権利関係を確認できるような段取りをこの時点で初動期にしておいていただかないと次につながらないので、見出しをしっかりとしておいたほうがいいかなと思いました。

実際に現段階で公費解体が行われるかという確証はないので、詳細に言えば、建物の被害状況に応じて国のほうで解体を国庫補助するという対象になったらそういう準備をするという意味でございますが、建物被害に応じて公費解体の受け付けに向けた準備を開始するというような表現を追記したところでございます。やる内容としては、損壊した建物の権利関係や正確な延床面積の把握等、公費解体の受け付けには必要となるので、罹災証明の発行業務と連携した取組が重要だと書かせていただいたところでございます。

21ページをおめくりいただいて、中段から後ろで、受援体制のところですか。これはパブリックコメントで意見があったところでございますけれども、今回の受援の定義としては、都外からの人材や資機材の支援ということなので、「都外へ人材や資機材の支援要請を行う」と書かせていただきました。

その下の赤のところは用語の適正化でございます。

25ページ、応急対策期も同様の表を加えさせていただきました。各区市町村、事業者の皆様方の役割分担表でございます。

26ページの量の推計のところですが、表現上、2章と3章と若干食い違いがあったので、発生量、要処理量、処理可能量の見直しということで、「発生量」という言葉を補わせていただいたところでございます。

27ページに参ります。進行管理のところの2段落目でございますけれども、公費解体の受け付けの関係は、ここで初めて表現が出てくるところでございます。「公費解体の受付状況」とあったのですが、実際それが公費の対象となるかどうかは現時点では不明だということなので「解体状況」というように単純に書かせていただいたところでございます。

28ページ、ここは災害復旧・復旧期にそれぞれが取り組むべき表を追記させていただきました。

29ページをおめくりいただいて、ここも「発生量」とかの用語の表現を3章との整合をとらせていただいたところでございます。

続きまして第3章、都の役割の中で変更したところを申し上げますと、34ページでございます。先ほどパブリックコメントで東京都災害廃棄物対策本部の置き方の御指摘がありましたけれども、初動体制のところでございます。

都は、発生後速やかに東京都災害対策本部だけではなくて、もう少し下部に位置づけら

れる応急対策本部や災害即応対策本部という、何らかの東京都が全庁的に取り組む組織ができ、その下にしっかりと東京都廃棄物対策本部を位置づけようかということで、この「また」以降の抽象的な表現はカットさせていただきました。

35ページ、発生量、要処理量のところで、「都外処理」とここで表現が残ってございました。先ほど受援の関係と広域処理と整理したので、ここも「広域処理」という表現に統一をさせていただいております。

37ページ、応急対策期の表現で、最後の「広域処理の調整を開始する」と書いてしまっていたのですが、応急対策期は基本的にはもう広域処理の調整がその前の段階で終わっていますので、「広域処理の調整を行う」と書かせていただきました。

あとは用語の適正化の関係でございます。

前回のパブリックコメントを募集した中間のまとめからの変更点は以上でございます。よろしく願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました「東京都災害廃棄物処理計画（案）について」、赤字で変更になったところ、あるいはそれ以外のところでも結構ですので、御意見、御質問がございましたら挙手をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

巻末資料にも随分赤が入っているようですけれども、簡単にポイントだけ御紹介いただければと思いますがいかがでしょうか。

○藤井計画課長 説明を省いてしまい申し訳ございません。少し補足説明をさせていただきます。

主に新しいものを記載したということとはございません。

48ページの避難所ごみ、粗大ごみの推計の方法の推計条件の中で、生活系ごみの収集量が区部と多摩とそれぞれごみ量を分けて記載したという改めをしたり、避難所ごみのほうも49ページにそういう分けをしたというところでございます。

その他、54ページでは、粗大ごみの処理施設の処理能力の推計結果が出ていなかったもので、これはワーキングで議論いただいているところですが、改めて載せさせていただいたところでございます。

パブリックコメントで御指摘があったところですが、50ページです。粗大ごみの発生量、これは完全に誤植でございまして、50ページの上の粗大ごみの発生量が「(トン/日)」になっているのですが、区分の中のほうは粗大ごみの発生量は「(トン/年)」になっていますので、これは「(トン/日)」が間違っていたということでパブリックコメントの中で御指摘をいただいたところでございます。そこを修正いたしております。

主な修正点は以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、この処理計画（案）につきまして、どこからでも結構ですので、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 復興資材の有効活用について、2章にも区市町村、3章では東京都ということで、復興資材をきちんと使っていきたいということを明記してあります。この計画についてはこれで結構なのですが、一応考えておかなければいけないなと思った

のが1つあります。復興資材をつくるどころ、要は資材化されて復興資材になった後に、需要と供給の関係があって、復興時に使い切れない状態になる可能性もあって、処理の場合も中間処理を広域化というか東京都外で処理をするというケースもあるように、復興資材という名前ですと東京都で使わなければというところもあるかもしれないのですが、資材として活用ができるということで、都内で使えないぐらいの量が出ている場合については、広域での有効利用みたいなものも検討が必要かなと考えています。この災害廃棄物処理の計画に書くべきことかどうかはわからないのですけれども、その辺もあつたらいいかなと感じています。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、御意見のありました、復興資材が需給バランスで都内で使えない場合は、都外で広域的な利用ということについても考えておいたほうがいいのかという御意見なのですが、それについて計画の中で入れるか入れないかという判断もあるかと思いますが、いかがですか。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

今のお話は2つの要素があると思っています。1つは、東京都の計画の宿命的なものなのですけれども、かなり平常時に産業廃棄物の多くが他県で処理されているという中で、都内処理率をもっと高めたほうがいいのかというプレッシャーをいただいているところではありますので、安易に都外処理とはなかなか言えないのかなということがまずあります。これは私どもの計画としては、そういう意識をしなければならないかなと思っていますところで、そういう前提があります。

ただ、災害時には、そうは言っても緊急時で他県の皆様に応援をいただき、広域処理を展開しなければいけないというのは確かなので、そういう意味では広域処理ということをしつかりと書かせていただいております。その中で、復興資材という形になれば、ある程度、生活環境上にすぐ支障になるものではなく、まさに宮脇先生から需給ギャップの御指摘がありましたけれども、非常にそういう需要が高まってくることを見越して、ちゃんと保管のスペースを用意して置いておいて、都内で有効活用するという可能性があるのかなと思っています。

あと、東日本大震災のときも、かさ上げの問題などがあって、都内で出てくる砕石の有効活用はできないかというような議論もあつたと聞いていますけれども、実際に資源としてそれが流通するということになると運賃の関係の問題が出てきまして、そういったものが十分ペイするだけのものが他県に需要があるのであれば、当然、経済原理の中で有効活用されればいいのかと思っていますので、それが前提だと書いてしまうとそこら辺は難しいかなと思っています。ということで、他県に余り依存するような形で書きにくいところと、経済原理のほうの問題と、2つの面で若干表現上難しいかなという気がしておるところです。

○宮脇委員 確かにおっしゃるとおりで、廃棄物の段階ですと自治体が管理しなければいけないという話ですけれども、資材化された場合、有価物になった場合は、今おっしゃったように経済原理が動くということで、考えてみればここに書くべきことではないのかもしれない。

ありがとうございます。

○杉山部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。お気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

高田委員、お願いします。

○高田委員 これはほぼ好みの問題みたいな話になって恐縮なのですが、前回の審議会の御指摘を踏まえて、取り組むべき事項の表を、表6にもともとあったものを表7、8、9と同じような表が計画の中に4回出てくる形で、若干しつこいかなとは思いますが、御指摘ということで、これは整理されたほうが良いということの判断で記載されたということで、これはこれでいいと思うのです。ただ、各表の取り組むべき事項が数行ないし10項目ぐらいあって、最後の行に全部「等」と書いてあるのですね。「など」というか「等」と書いてあって、これが4つの表とも全部そうなのですが、それ以外にもこの計画のいろいろな図表を見ていますと、例えば23ページの図7のカラーリングした丸囲みのいろいろな事項の中にも、最後の行に「等」というのが出てくる。ほかにもいろいろな図表の中に、31ページの図8のところにも、四角囲みの中のところに最後に全部「等」というのが出てくるのです。

当然多岐にわたるものをする事になる中で、これだけでは済まされませんよという話を「等」という言葉で全部表現されていると思うのですが、こういう使い方が数が多いなと思いました。できたら、表6、7、8、9あたりの最後の「等」は、当然含みということはあるのでしょうかけれども、「等」で表現するよりは、例えば「取り組むべき事項」というのは「取り組むべき主要な事項」としていただいて、「等」は入っていないけれども、これは主要な事項を挙げただけで、ほかにもいろいろな項目がありますよというような意味を含められるとか、とりあえずいろいろな事項に「等」という表現が多過ぎるなという感想を持ちましたので、何か工夫を考えていただければありがたいなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の御意見は「等」が多いのではないかと、もれなくという意味ということも委員もよくわかっていらっしゃるのですが、何かうまいその辺の表現方法というのはお考えいただけますでしょうか。

○藤井計画課長 御指摘のとおりでございます。考えたいと思います。

委員御指摘のとおり、「等」というものに安易に頼ってはいけなかなとは日ごろから思っているところでございます。

例えば、こういったことをお願いしなければならないみたいな義務的な事項であれば、「等」という形で及ぶと、それこそ権利義務の関係にかかわってくるので、断定的に、限定的に書くべきかなと思っています。

今回は、さまざまなシチュエーションが想定される中で、区市町村とか事業者の皆さんに限定的にこれだけをやればいいのかと、そういうことはないとは思いますが、逆に言えば東京都ももう少し状況に応じてこういうこともやらなければいけないということが出てくる可能性がある中で、そういったところでは保険のように「等」を書いてみたところではあります。

今の御指摘で、ここに列挙されているものが本当に主要事項というように言っているの

かどうかというところはもう一回若干検証しなければいけないかなと思っていますので、「主要」と言って「等」が切れるかどうか、もう一回確認をさせていただきたいなと思います。

若干、言いわけ的になりますけれども、役所の文書は「等」が多いのですけれども、今回は極力「等」を書かないように努めたつもりありますので、もう一回見直すべきところがあれば見直したいと思います。

ありがとうございました。

○杉山部会長 ありがとうございました。

「等」について再度御確認いただくということをお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 1点だけなのですが、復興資材の積極的な利用ということで、総会の中でも意見が出て、東京都震災復興計画に推進計画の内容を反映していくことを記載してあるのではということだったので、もう少し復興資材として災害廃棄物をどんどん使っていくという流れが見えるようにしたほうがいいかなと思いました。

10ページの第1章6節の、分別、選別、減量化、再資源化の流れという中に「復興資材」という言葉が入っていないので、再資源化という言葉で同じだと思うのですが、それが復興資材として積極的に利用ということで、どこかに「復興資材」という言葉を入れていただければいかがかなと思いました。例えば「再生砕石」の「路盤材等」というところに「復興資材 路盤材等」とか、もしくは1の文章の中に少し入れていただくとか、「復興資材」という用語を入れていただけたほうが、より鮮明に伝わるかと思いましたので御検討いただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございました。

ただいまの遠藤委員の御意見で「復興資材」というのを入れたほうがいいのではないかとこのところでは。いかがでしょうか、10ページの図の中に入れるという方向で御検討いただけますでしょうか。

○藤井計画課長 はい。

○杉山部会長 よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

○平山委員 今さらかもしれないのですが、先ほどの議論の復興資材等も関連することなのですが、ここに出てきている「都」というものが、どういったものなのかというのが2面あるかなと思っています。つまり、東京都環境局という主語なのか、あるいは災害対策本部のもとで災害廃棄物対策本部で検討して都としてやることと、何か両方入っているのかなという気がしてはいるのです。本文はそれでいいと思うのですが、第4章の訓練、演習であるとか、あるいは第4章第3節の中の関係主体との連携で、都の中に他部局も入っていますよというのではなくて、ふだんの業務はある意味行政の縦割り組織でやったほうが非常に効率がいい部分もあるのですが、災害であるとか災害廃棄物を考えていこうとなったときには、統合的に調整をする場といったものが非常に重要になってくると思うのですが、ここで訓練、演習も、区市町村、関係事業団体等にも参加ではなくて、他部局の人も入ってもらいますよというのをここで明記してもいいのかなと。

あるいは、関係主体との連携も、他部局とも一緒に考えていきますよといったものを、どこかで「他部局」というのをに入れていただいたほうがいいのかなというのがコメントです。

いろいろな関係で難しい部分もあるかもしれないですけども、御検討いただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、「東京都」という言葉の中の厳密な意味での使い方というのでしょうか。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

こだわっていたのは、これは単に東京都環境局がつくる計画ではなく、東京都の災害廃棄物処理計画であり、実際、災害が起こった場合は東京都災害廃棄物処理対策本部が環境局以外からも構成されてできるという想定のもとでつくってあるものなので、いわゆる環境局たる都と他部局があるという形には書けないというのがまず大前提としてあります。

ただ、先生がおっしゃるように、環境局と他部局が連携してやらなければいけませんし、今日も他部局から職員の皆さんに来てもらっていますが、そういった意味でこれまで以上に、こういった場面だけではなくて庁内連携をしっかりとしていかなければいけないということを改めて肝に銘じているところです。

表現上、どう書いたらいいのか、要は都庁内部でしっかりと各部門の連携、意思統一を図っていくべきだということをうまく記載できるのであれば記述したいと思っておりますが、少なくとも他局が関係主体とは思っていないので、そこは表現上うまく整理をしなければいけないというところでございます。

改めてですけども、2面あるというお話でしたが、東京都環境局というのは、東京都がいわゆる廃棄物処理法という法律の中で国庫補助を受けて災害廃棄物を処理するという、その処理の仕方を記載するものなので、さまざまな他局からの応援を私どもがいただく想定でやらなければいけないので、主語としては環境局という狭いことでは考えていないということです。

ですから、位置づけとしては、廃棄物処理の分野で何をすべきかという話かなと。そういうふうに考えてみると、もしかすると復興資材の関係というのは廃棄物処理の外の話かもしれないけれども、そこをうまくやらなければ廃棄物の処理もおぼつかなくなるので、そこをプラスアルファで書いておくべき話かと思っているので、先ほどのものを前向きに修文を考えたいと思っています。

○杉山部会長 平山委員、お願いします。

○平山委員 そこも私は理解したつもりで発言して、逆に言うと、計画の中で次にマニュアルをつくっていくということは、より具体的な業務においてけると。つまり、誰々がという主語が各部局であるとか各課までおりてくる話になってくると思うのです。それを含んでいるので、計画としては「東京都」というのが別に「東京都環境局が」ではない部分というのは私も理解しているつもりなのですが、とはいえ、正直、まだ縦割りというのはあるのだろうなと思っています。

もちろん、いざといったときには災害対策本部ができて、前にも御説明があったと思いますが、当然、環境局だけではなく他部局もあわせてやるのだと。それを平時からそういうものをしっかりとやっていくのだといったものを、例えば訓練、演習であるとか、そう

いったところにきちんと書いておくとか、場をつくる主体は、環境局が災害廃棄物に関しては場を主体的につくっていかないといけないのですけれども、そこには関係者として各部局も当事者意識を持ってやってくださいといったものが計画にあったほうがいいのではないのか、という意見ですので、当然、局内での、あるいは都庁内でのいろいろな調整もあると思いますので、そこは調整していただいた上で、そういうコンセプトはぜひ共通の理解というか、他部局も含めて持っていただければと思いますが。応援も含めてです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○藤井計画課長 私の説明が悪かったのか、他部局という形での表現はできないと申し上げただけでございまして、東京都として各局が連携してやるべきだというようなことは仰せのとおりなので、そこら辺、どういう表現で書けるかどうかということは引き続き考え、他局へも照会したいと思っております。

○杉山部会長 それでは、委員の御意見を踏まえた上で、また表現をお考えいただきたいと思っております。

それでは、ほかにいかがでしょうか。何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続いて、議事（４）「今後のスケジュールについて」、御説明をお願いいたします。

○藤井計画課長 それでは、お手元の資料４でございまして。

先生方におかれましては、昨年の８月から４回にわたり、部会でさまざまな貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

いよいよ本日いただいたお話も含めさせていただいて、事務局で少し考えさせていただきますが、５月１８日の午後に予定してございます東京都廃棄物審議会の総会で、最終的な計画の案を提示させていただいて、答申をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまでの意見をしっかり踏まえて計画の案をまとめてさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございました。

最後になりますが、議事（５）としまして「その他」としてありますが、何かございますでしょうか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 今後のスケジュールとももしかすると関連するかもしれないのですけれども、こういう災害廃棄物処理計画が一定の成果物としてできてきた中では、先ほど私のコメントでもありましたけれども、これで次の一歩に進めるものだと思っています。ですので、今後のスケジュールとして、例えば今後３年で区市町村を集めて机上演習をやりませうとか、あるいは他部局も交えて、実際に首都直下地震が起こったという想定のもとで、実際の災害廃棄物処理推進計画をケーススタディーとしてつくってみるとか、あるいは例えばこういう部屋で災害対策本部のレイアウトをやってみましょうであるとか、何かそういったものを例えば３年間ぐらいかけてこういったものをしていて、処理計画あるいはマニュアルを策定するだけではなくて、その実効性を高めていくであるとか、そういった環境局が主体となって取り組むべき災害廃棄物対策の今後のスケジュールであるとか、そ

ういったものは検討しなくてはいいいのでしょうか。

今後のスケジュールは当然、処理計画をつくる、あるいはオフィシャルにするという部分での資料4としてはあるのですけれども、それ以降の、計画ができた後の今後のスケジュールみたいなものはどうなのでしょうということをお伺いできればと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

計画の中身をどういうふうに、どういうスケジュールで進めていくかということについて、補足説明をお願いしたいと思います。

○藤井計画課長 まだ紙としてお出しできるほど案がこちらのほうで固まっていないのですが、今、先生がおっしゃったように、都庁内各局ともう一回会議を持ちたいと思っておりますし、また、今年度、これを実は予算化してございまして、マニュアル整備ということ今年度予算の中でしっかりやっていきたいと思っています。

向こう3年間ということをどういうふうにオーソライズするのかということもあるのですけれども、平成30年度予算案をこれからまた夏からまとめていく中で、しっかりと具体策はそこまでにはある程度来年の見通しを立てて、できれば訓練までいける形ではやっていきたいと思っています。それは区市町村の進捗状況にも応じてなのかもしれませんし、東京都全体の災害対策の進捗状況ともあわせて、仮置場の関係もございまして、さまざまなところでもう一回、周りの状況の収集もあわせて時期は考えたいと思っています。これだけ応援をいただいているというように、それをちゃんと認識して、しっかりと一歩でも二歩でも前に進めたいと思っています。

○杉山部会長 ありがとうございます。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 そのことに関連して、私のほうからもお願いというか、こういうふうにしたらいいいのではないかとというようなことも含めてコメントさせていただきます。

私は体制づくりワーキングを担当させていただいて、各区とか市町村の代表の方も来られて、民間の事業者団体の代表の方も来られてということで、これは計画を考える中での組織体制の話だったのですけれども、ああいう集まっていたいただいたメンバーの皆さんを含めて、今後も継続していろいろこの取組についていろいろ考えていくことは非常に重要だと思います。今日も区市町村の話と他部局の話がよく出たのですけれども、そういう方々との意思疎通というのが非常に大事だと思います。このできた計画を配るということだけではなくて理解していただく。それで、各主体が各主体の問題として災害廃棄物処理をもう一度考え直していただくということを、この計画ができたことをきっかけに再度そういうことを考えていただいて、また意見交換をして、また計画自身もブラッシュアップして、災害がいざ起きたときに適切な対応ができるようになるということが非常に重要なことだと思いますので、そういう意思疎通の努力をずっといろいろな形で続けていただきたいと思っています。

その中で、キーワードとしては「訓練」という言葉があったのですが、そういうものも考えてみるというか、それもどういうふうにやるのかということもいろいろ考え中だとおっしゃいました。ただ、訓練をやるということが目的化して、訓練をやりますという宣言だけではなかったもので、私はそういう意味で実質的によく考えていただいているなと思いました。訓練をすることだけを目的化することではなくて、よく現状を分析して、

何が必要なのかということをよく把握していただく。課題抽出のための訓練もありかなということもおっしゃっていた。それもありませんけれども、そういう形で目的意識を持って、どこが弱いとかどこに課題があるということを知った上で、それを克服するための訓練というのを順序立ててやっていただく、設計していただくというのが一番あるべき方向かなと思いますので、その辺をぜひ継続的に、いろいろなことをやるには当然実施計画をつくらなければいけないですし、予算も必要なことであると思いますので、なかなか大変だろうとは思いますが、関係団体とか各区市町村、そういうところとも意思疎通を密にさせていただいて、その中でお互いにこれは必要だなと思うような部分に重きを置いて訓練をして、せつかくできた計画というのを有効に回すように努力を続けていただきたいと思います。

以上、コメントです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そうしますと、計画のどこかに文言をというよりも、これからの計画の、ただ絵に描いた餅に終わらせない、そのためのいろいろな機会を続けて行っていただきたいという御意見として受け取らせていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに特に御発言がないようでしたら、本日の議題はこれで終了させていただきたいと思います。委員の皆様には本日も大変熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございました。

この後は、先ほどスケジュールの御説明の中にありましたが、5月18日に第18回東京都廃棄物審議会が予定されております。本日、議論していただきました内容をもとに、審議会に報告する東京都災害廃棄物処理計画(案)を取りまとめていきたいと考えております。計画案の内容につきましては、恐縮ですが、私のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○杉山部会長 ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

事務局のほうに戻させていただきます。

○藤井計画課長 本日も貴重な意見をありがとうございました。

5月18日午後に審議会の総会を開催させていただきますけれども、それに向けていただいた御議論を十分踏まえて対応していきたいと考えてございますが、また何か追加で御意見等あれば、忌憚のない意見をいただければ大変助かりますので、事務局宛てにいただければと思います。

それでは、今回、最後の部会ということでございます。先生方から活発な御議論、非常に考えさせられる御指摘等もいただきまして、大変こちらとしても勉強になりましたし、しっかりとまた東京都として計画を今後進捗させなければいけないと思うに至ったところでございます。

委員の先生方に改めて御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

本日はこれにて、廃棄物審議会「災害廃棄物部会(第4回)」を終了させていただきます。ありがとうございました。